

令和4年度

情報公開制度及び個人情報保護制度
実施状況

東埼玉資源環境組合総務課

目 次

第1	はじめに	
1	情報公開制度について	1
2	個人情報保護制度について	3
第2	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	5
2	公開請求の個別の処理状況	6
第3	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務の状況	7
2	保有個人情報の目的外利用等の状況	7
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	7
4	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	7
第4	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	8
2	審査会の開催状況	8
第5	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	9
2	審議会の開催状況	9

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、組合が保有する情報（公文書）を皆様からの請求により公開し、組合運営に関する行政情報を共有する制度です。組合の行政活動について説明する責務を全うするとともに、公正で透明な行政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

組合の情報公開制度は、東埼玉資源環境組合情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成12年10月1日に施行しており、その後、2回改正され、現行条例は、平成30年4月1日から施行しています。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

管理者、公平委員会、監査委員、議会

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報リユース、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 組合市町の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

総務課情報公開担当の職員と相談の上、公開請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入していただきます。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から起算して原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>（※東埼玉資源環境組合情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、組合市町住民の皆様や公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、組合が保有する個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、組合が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される組合運営を一層推進していくことを目的としています。

(2) 根拠規程について

組合の個人情報保護制度は、旧条例（東埼玉資源環境組合個人情報保護条例）に基づき運用してきましたが、令和5年4月1日からは、法体系の変更により旧条例に代わって個人情報保護法の規定が一元的に適用されています。

本稿に記載している個人情報保護制度に関する内容については、令和4年度のものとなりますので、旧条例に基づく運用の結果を記載しています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

管理者、公平委員会、監査委員、議会

(4) 個人情報の定義

ア 個人情報：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

(5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

(6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去および提供の停止の請求ができます。

総務課情報公開担当の職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から起算して15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

<不開示情報> (※東埼玉資源環境組合個人情報保護条例第16条各号に定められています。)

第1号 開示請求者以外の者に関する情報

第2号 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導等に関する情報

第3号 国等との協力関係等に関する情報

第4号 公共等の安全等に関する情報

第5号 審議、検討又は協議に関する情報

第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、公正な組合運営を阻害するもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの

ウ 調査研究に係る事務に関するもの

エ 人事管理に係る事務に関するもの

オ アからエまでに掲げる以外のもの

第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

開示決定等もしくは訂正決定等または開示請求に係る不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

東埼玉資源環境組合情報公開条例に基づく令和4年度の公開請求受付件数は1件で、処理状況は表1のとおりです。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開	非公開	存在不回答	不存在	その他	
管理者	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
組合市町内に住所を有する者	0
組合市町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	1
組合市町内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
組合市町内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	0
合計	1

表3 課別の処理状況

課名	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開	非公開	存在不回答	不存在	その他	
総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一工場業務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二工場業務課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

2 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は、表4のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであるとみとめられる情報については、「東埼玉資源環境組合管理者が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、情報提供するよう努めております。

表4 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
1	6/8	工事案件（1件）の金入り設計書	第二工場業務課	6/16	・第二最終処分場覆土工事 設計書	公開			

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとしたりする場合は、東埼玉資源環境組合個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ管理者に届け出なければなりません。

令和4年度末の届出件数は93件となっております。実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表5のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、住民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

令和4年度末の目的外利用等の届出件数は34件で、全て外部提供の届出となっております。実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表5のとおりです。

表5 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

実施機関	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
管理者	81	0	28
公平委員会	3	0	0
監査委員	2	0	1
議会	7	0	5
合計	93	0	34

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

令和4年度は、開示請求はありませんでした。

4 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

令和4年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する管理者の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表6）。

表6 審査会委員 (任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日)

氏名	備考
吉村 総一	弁護士
山田 洋	大学教授
間宮 玲子	特定非営利活動法人理事

2 審査会の開催状況

令和4年度は、審査会の開催はありませんでした。

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている管理者の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、管理者に意見を述べる機関です。

審議会は、公共団体等から推薦された方や学識経験者の6人で構成されています（表7）。

表7 審議会委員 (任期 令和4年4月24日～令和6年4月23日)

氏名	選任区分	備考
石井浩樹	公共的団体等の推薦する者	
坂本美枝子		
里見純庸		
杉村好美		
荒木真名	学識経験者	弁護士
山田洋		大学教授

2 審議会の開催状況

令和4年度の審議会の開催状況は、表8のとおりです。

表8 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和4年 4月28日	・令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・個人情報の保護に関する法律の改正等に係る対応について
第2回	令和4年 10月31日	・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の改正骨子(案)について
第3回	令和5年 2月15日	・東埼玉資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について ・東埼玉資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行細則の骨子(案)について ・東埼玉資源環境組合保有個人情報の適切な管理に関する指針の骨子(案)について

令和4年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 東埼玉資源環境組合
〒343-0011
埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
TEL 048-966-0122（直通）

編集 東埼玉資源環境組合総務課

令和5年6月